母子父子寡婦福祉資金貸付 一覧

（R7.4.1現在）

資金の種類	資金の使途	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	母・父・寡婦	3,580,000 円	－	貸付後　1年	据置経過後　7年以内	無利子 ※保証人なしの場合有利子となる資金があります。
		母子・父子福祉団体	注：複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合も含む　5,370,000 円	－	貸付後　1年	据置経過後　7年以内	
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料等を購入する運転資金	母・父・寡婦	1,790,000 円	－	貸付後　6ヶ月	据置経過後　7年以内	
		母子・父子福祉団体	1,790,000 円	－	貸付後　6ヶ月	据置経過後　7年以内	
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金（貸付限度額は一般分を掲載している）	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	学校等種別(金額単位：円／月)学年別	就学期間中	卒業後　6ヶ月	据置経過後　10年以内 専修学校（一般課程）5年以内	

学校等種別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自宅通学	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外通学	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			54,000	54,000			

児童を扶養する者に
一定以上の所得がある場合別途定めあり

独立行政法人日本学生支援機構法の規定による学資支給金又は
大学等修学支援法の規定による授業料減免を受けることができるときは、
相当額を当該限度額から控除する（就学支度資金においても同様）

資金の種類	資金の使途	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限
技能習得資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（洋裁、タイプ等） 高等学校に修学する場合の修学及び入学に必要な資金	母・父・寡婦	月額　68,000 円 （特別な事情があると認められる場合　816,000 円） （運転免許取得の場合　460,000 円）	5年以内	習得後　1年	据置経過後　10年以内
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	母子家庭の児童・父子家庭の児童・寡婦扶養の子・父母のない児童	月額　68,000 円 （高校３年生で就職を希望する児童が運転免許取得する場合　460,000 円）	5年以内	習得後　1年	据置経過後　10年以内
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・寡婦・父母のない児童	110,000 円 （通勤用自動車購入の場合　340,000 円） （自動車購入にかかる費用　230,000 円を含む）	－	貸付後　1年	据置経過後　6年以内
医療介護資金	医療（当該医療を受ける期間が１年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・寡婦	340,000 円 （特に経済的に困難な事情にあると認められる場合　480,000 円）	－	医療期間満了後 6ヶ月	据置経過後　5年以内
	介護（当該介護を受ける期間が１年以内の場合に限る）を受けるため等に必要な資金	母・父・寡婦	500,000 円	－	介護期間満了後 6ヶ月	据置経過後　5年以内
生活資金	知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	母・父・寡婦	月額　141,000 円 （貸付対象者が生計中心者でない場合　月額　76,000 円） 一括貸付けは、　423,000 円（３月分相当）を限度	３年以内	期間満了後 6ヶ月	据置経過後　10年以内
	医療若しくは介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	母・父・寡婦	月額　114,000 円 （貸付対象者が生計中心者でない場合　月額　76,000 円） 一括貸付けは、　342,000 円（３月分相当）を限度	１年以内	医療・介護期間満了後６ヶ月	据置経過後　5年以内
	母子家庭若しくは父子家庭になって間もない（７年未満）母又は父の生活を安定・継続する間（生活安定期間）に必要な生活補給資金	母・父	（合計 2,736,000円を限度とする） 月額　114,000 円 （貸付対象者が生計中心者でない場合　月額　76,000 円） 養育費の取得のための裁判費用は、　1,368,000 円（一般分の12月相当）を限度 その他一括貸付は、　342,000 円（３月分相当）を限度	６ヶ月以内	貸付期間満了後 6ヶ月	据置経過後　8年以内
	失業中における生活の安定と再就職活動の促進を図るために必要な生活補給資金	母・父・寡婦	月額　114,000 円 （貸付対象者が生計中心者でない場合　月額　76,000 円） 一括貸付けは、　342,000 円（３月分相当）を限度	離職日から １年以内	期間満了後 6ヶ月	据置経過後　5年以内
	家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者が、生活を安定・継続する間（緊急生活安定期間）に必要な生活補給資金	母・父	月額　児童扶養手当に準拠した額の範囲内	３ヶ月以内 （貸付延長が適当と認められる場合、最長１年まで延長可）	期間満了後 6ヶ月	据置経過後　10年以内
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金	母・父・寡婦	1,500,000 円 （災害等による住宅全壊又は老朽等による増改築の場合　2,000,000 円）	－	貸付後　6ヶ月	据置経過後　6年以内 （特別　7年以内）
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	母・父・寡婦	260,000 円	－	貸付後　6ヶ月	据置経過後　3年以内
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金及び大学等受験料	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童		－	卒業後　6ヶ月	据置経過後 就学　10年以内 専修学校（一般課程） 5年以内

種別／区分	小学校	中学校	高校・専修（高等・一般）	大学・短大・大学院 高専・専修（専門）	修業施設 中卒	修業施設 高卒
自宅通学	64,300	81,000	150,000	420,000	150,000	272,000
自宅外通学			160,000	430,000	160,000	282,000

私立の高等学校又は専修学校高等課程へ入学する時　260,000 円（加算）
私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する時　160,000 円（加算）

資金の種類	資金の使途	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限
結婚資金	母子家庭の母若しくは父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する２０歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	母・父・寡婦	330,000 円	－	貸付後　6ヶ月	据置経過後　5年以内

※40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭及び寡婦以外の者及び子を扶養していない寡婦の所得限度額　2,036,000円

※償還を延滞した場合、延滞元利金額につき年３％の違約金が発生します。　※保証人ありの場合、全資金無利子での貸付けとなります。

※学資支給金の支給、大学等修学支援法による授業料減免又は入学金減免を受けた場合は修学資金及び就学支度資金の償還が義務化され、支援を受けた日から６月以内に支援相当額を償還しなければなりません。